

集団扱特約条項

第 1 条 (用語の定義)

用語	定義
集金契約	「集団扱共済掛金集金に関する契約書」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	組合と集金契約を締結した者、またはその者から委託を受けた者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
集団	組員で共済契約証書に記載の集団をいいます。
主契約	普通共済約款に基づく共済契約をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された火災共済普通共済約款をいいます。

第 2 条 (この特約が付帯される条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯することができます。

- ① 共済契約者は、集団の構成員（その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。）および、その集団の構成員の役職員で、共済契約者またはその親族が所有する物件が神奈川県内に所在していること。
- ② 集団と組合との間に「集団扱共済掛金集金に関する契約書」による共済掛金集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- ③ 組合と集金契約を締結した者、またはその者から委託を受けた者（以下「集金者」といいます。）が、次のア. およびイ. のことを行い、共済契約者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続きを行い得る最初の集金日に共済掛金を集金すること。
 - イ. 上記ア. により集金した共済掛金を組合に支払うこと。

第 3 条 (共済掛金の払込方法)

- (1) 組合は、共済契約者が共済掛金を一括してまたは共済契約証書に記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 共済契約者が共済掛金を一括して払い込む場合は、一括払共済掛金を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、組合がやむを得ないものと認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 共済契約者が共済掛金を分割して払い込む場合は、第 1 回分割共済掛金を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、組合がやむを得ないものと認めた場合はこの限りではありません。
- (4) (3)の規定により、共済掛金を分割して払い込む場合は、第 2 回以降の分割共済掛金を預金口座振替により直接組合に払い込まなければなりません。

第 4 条 (共済掛金領収前の事故)

組合は、共済期間が始まった後であっても、前条(2)の一括払共済掛金または前条(3)の第 1 回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または費用に対して、共済金を支払いません。

ただし、一括払共済掛金または第 1 回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第 5 条 (追加共済掛金の払込み)

- (1) 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合または危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合において、組合が追加共済掛金を請求した場合、共済契約者は、その追加共済掛金の全額を一時に組合に払い込むか、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者が(1)の追加共済掛金の払込みを怠ったことにより、組合が、この共済契約を解除できる場合(組合が、共済契約者に対し追加共済掛金を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。)は、組合は、次の①または②に定める時から、追加共済掛金領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、共済金を支払いません。

① 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合は、共済期間の初日

② ①以外の場合は、危険増加または危険の減少が生じた時

(3) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合において、普通共済約款に定めるところに従い、組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に集金者を経ることなく、組合に払い込むか、集金者を経て払い込まなければなりません。

(4) 共済契約者が(3)の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および付帯された他の特約に従い、共済金を支払います。

第6条(共済金支払時の未払込分割共済掛金等の払込み)

普通共済約款の規定により、共済金の支払によってこの共済契約が終了する場合は、共済契約者は、共済金の支払を受ける以前に、未払込共済掛金(注1)または未払込分割共済掛金(注2)の全額を、集金者を経ることなく、一時に組合に払い込まなければなりません。

(注1) 未払込共済掛金

この共済契約において払い込まれるべき共済掛金の額をいいます。

(注2) 未払込分割共済掛金

この共済契約において払い込まれるべき分割共済掛金の総額から、既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第7条(共済掛金領収証の発行)

組合は、直接、組合に払い込まれた共済掛金に対する共済掛金領収証を共済契約者に対して発行します。また、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれた共済掛金について、その集金者より共済掛金預り証が発行された場合は、領収した共済掛金に対する共済掛金領収証は発行しません。

第8条(特約の失効または解除)

(1) 第2条(この特約が付帯される条件)から前条までの規定は、次の①、②または④に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった日、③または⑤に該当する場合は、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第5条(追加共済掛金の払込み)(2)および(4)の規定を除きます。

① 集金契約が解除されたことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった場合

② 共済契約者が第2条(この特約が付帯される条件)①に該当する者でなくなったことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった場合

③ 口座振替の場合で、共済契約者または集金者の責に帰すべき事由により、共済掛金が集金日の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が共済契約者に代わって共済掛金をその集金日の属する月の翌月末日までに組合に支払った場合を除きます。

④ 口座振替以外の場合で、①および②以外の理由により集金者による共済掛金の集金が不能となった場合。

⑤ 組合が集金者からこの共済契約について集金契約に基づく共済掛金の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 組合は、この共済契約に係る集金契約の対象となる主契約の件数(注)が10件未満である場合は、この特約を解除することができます。

(3) (1)の①もしくは⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により組合がこの特約を解除した場合は、組合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注) この共済契約に係る集金契約の対象となる主契約と同一の共済契約が複数締結されている場合、契約件数は1件と数えます。ただし、共済の対象の所在地が異なる場合は、それぞれの主契約の

契約件数の合計とします。

第9条（特約の失効または解除後の共済契約形態）

共済契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、共済期間の終期より将来に向かってそれぞれ下表に定める共済契約形態に変更しなければなりません。

区 分		共済契約形態
① 前条（1）の規定により第2条（この特約が付帯される条件）から第7条（共済掛金領収証の発行）までの規定が効力を失った場合	ア．口座振替以外の 場合	次回更改後の契約より一般 契約
	イ．口座振替の場合	次回更改後の契約より初回 掛金口座振替自動継続契約
② 前条（2）の規定によりこの特約 解除された場合	ア．口座振替以外の 場合	次回更改後の契約より一般 契約
	イ．口座振替の場合	次回更改後の契約より初回 掛金口座振替自動継続契約

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款および付帯された他の特約条項の規定を準用します。

団体扱特約条項

第 1 条 (用語の定義)

用語	定 義
集金契約	「団体扱共済掛金集金に関する契約書」による共済掛金集金契約をいいます。
集金者	組合と集金契約を締結した者、またはその者から委託を受けた者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
主契約	普通共済約款に基づく共済契約をいいます。
団体	組合員で共済契約証書に記載の団体をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された火災共済普通共済約款をいいます。

第 2 条 (この特約が付帯される条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯することができます。

- ① 共済契約者は、団体自身、団体に勤務、または団体を退職した者で、共済契約者またはその親族が所有する物件が神奈川県内に所在していること。
- ② 団体と組合との間に「団体扱共済掛金集金に関する契約書」による共済掛金集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- ③ 組合と集金契約を締結した者、またはその者から委託を受けた者（以下「集金者」といいます。）が、次のア. およびイ. のことを行い、共済契約者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続きを行い得る最初の集金日に共済掛金を集金すること。〔集金者が団体の場合に限り、団体が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 24 条(賃金の支払)に定める賃金の一部控除に関する書面による協定、またはその他の法令に基づき、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金の控除を行うことができる場合に、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金を控除することができます。〕
 - イ. 上記ア. により集金した共済掛金を組合に支払うこと。

第 3 条 (共済掛金の払込方法)

- (1) 組合は、共済契約者が共済掛金を一括してまたは共済契約証書に記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 共済契約者が共済掛金を一括して払い込む場合は、一括払共済掛金を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、組合がやむを得ないものと認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 共済契約者が共済掛金を分割して払い込む場合は、第 1 回分割共済掛金を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、組合がやむを得ないものと認めた場合はこの限りではありません。
- (4) (3) の規定により、共済掛金を分割して払い込む場合は、第 2 回以降の分割共済掛金を預金口座振替により直接組合に払い込むか、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第 4 条 (共済掛金領収前の事故)

組合は、共済期間が始まった後であっても、前条(2)の一括払共済掛金または前条(3)の第 1 回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または費用に対して、共済金を支払いません。ただし、一括払共済掛金または第 1 回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払

い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第5条（追加共済掛金の払込み）

- (1) 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合または危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合において、組合が追加共済掛金を請求した場合、共済契約者は、その追加共済掛金の全額を一時に組合に払い込むか、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者が(1)の追加共済掛金の払込みを怠ったことにより、組合が、この共済契約を解除できる場合（組合が、共済契約者に対し追加共済掛金を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。）は、組合は、次の①または②に定める時から、追加共済掛金領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合は、共済期間の初日
 - ② ①以外の場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
- (3) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合において、普通共済約款に定めるところに従い、組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に集金者を経ることなく、組合に払い込むか、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 共済契約者が(3)の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通共済約款および付帯された他の特約に従い、共済金を支払います。

第6条（共済金支払時の未払込分割共済掛金等の払込み）

普通共済約款の規定により、共済金の支払によってこの共済契約が終了する場合は、共済契約者は、共済金の支払を受ける以前に、未払込共済掛金（注1）または未払込分割共済掛金（注2）の全額を、集金者を経ることなく、一時に組合に払い込まなければなりません。

（注1）未払込共済掛金

この共済契約において払い込まれるべき共済掛金の額をいいます。

（注2）未払込分割共済掛金

この共済契約において払い込まれるべき分割共済掛金の総額から、既に払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（共済掛金領収証の発行）

組合は、直接、組合に払い込まれた共済掛金に対する共済掛金領収証を共済契約者に対して発行します。また、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれた共済掛金について、その集金者より共済掛金預り証が発行された場合は、領収した共済掛金に対する共済掛金領収証は発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

- (1) 第2条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①、②または④に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった日、③または⑤に該当する場合は、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第5条（追加共済掛金の払込み）(2)および(4)の規定を除きます。
 - ① 集金契約が解除されたことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった場合
 - ② 共済契約者が第2条（この特約が付帯される条件）①に該当する者でなくなったことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった場合
 - ③ 口座振替の場合で、共済契約者または集金者の責に帰すべき事由により、共済掛金が集金日の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が共済契約者に代わって共済掛金をその集金日の属する月の翌月末日までに組合に支払った場合を除きます。
 - ④ 口座振替以外の場合で、①および②以外の理由により集金者による共済掛金の集金が不能となった場合。
 - ⑤ 組合が集金者からこの共済契約について集金契約に基づく共済掛金の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 組合は、この共済契約に係る集金契約の対象となる主契約の件数（注）が10件未満である場合は、

この特約を解除することができます。

(3) (1) の①もしくは⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により組合がこの特約を解除した場合は、組合は、共済契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注) この共済契約に係る集金契約の対象となる主契約の共済契約と同一の共済契約が複数締結されている場合、契約件数は1件と数えます。ただし、共済の対象の所在地が異なる場合は、それぞれの主契約の契約件数の合計とします。

第9条 (特約の失効または解除後の共済契約形態)

共済契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、共済期間の終期より将来に向かってそれぞれ下表に定める共済契約形態に変更しなければなりません。

区 分		共済契約形態
① 前条(1)の規定により第2条(この特約が付帯される条件)から第7条(共済掛金領収証の発行)までの規定が効力を失った場合	ア. 口座振替以外の場合	次回更改後の契約より一般契約
	イ. 口座振替の場合	次回更改後の契約より初回掛金口座振替自動継続契約
② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. 口座振替以外の場合	次回更改後の契約より一般契約
	イ. 口座振替の場合	次回更改後の契約より初回掛金口座振替自動継続契約

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款および付帯された他の特約条項の規定を準用します。